

第2期恵庭市強靭化計画（素案）概要版

第1章 はじめに

(2ページ～3ページ)

●計画策定の経緯

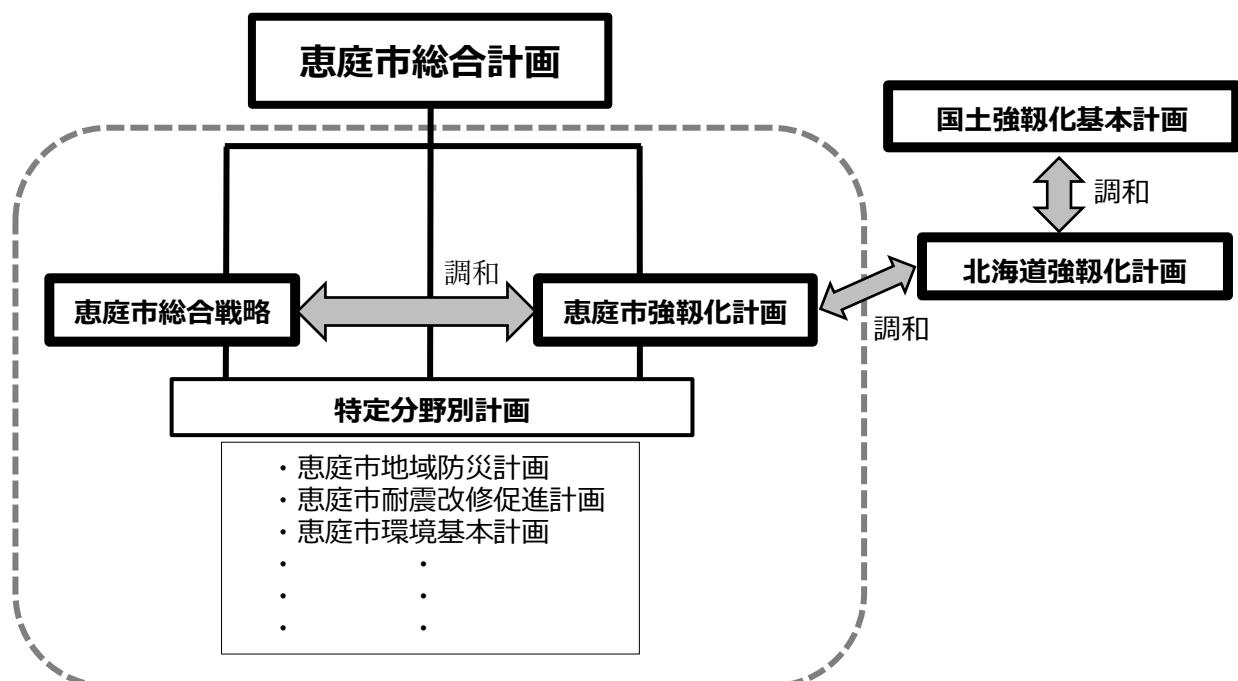
平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、平成26年(2014年)6月には、基本法に基づく「国土強靭化基本計画」が閣議決定されました。平成30年(2018年)12月及び令和5年(2023年)7月に基本計画の見直しが行われました。

北海道においては、北海道の強靭化を図るための地域計画として、平成27年(2015年)3月に「北海道強靭化計画」を策定し、令和2年(2020年)3月及び令和7年(2025年)3月に計画が見直されました。

恵庭市においても令和3年(2021年)3月に「恵庭市強靭化計画」を策定して、防災・減災のための取組を強化してきたところであり、今後も引き続き、恵庭市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、現行計画の推進期間(令和3年度～令和7年度)を経たことから次期計画として「第2期恵庭市強靭化計画」を策定するものです。

●計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として、恵庭市総合計画が示す全体の方向性に基づき、恵庭市総合戦略や北海道強靭化計画との調和を図りながら、恵庭市地域防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靭化に関連する部分の施策と連携しつつ長期的な視点に立って一体的に推進するものです。



第2章 恵庭市強靭化の基本的考え方

(4ページ～7ページ)

●恵庭市強靭化の目標

国及び北海道との関係も考慮して、次の3つを目標としています。

恵庭市強靭化の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と恵庭市の社会経済システムを守る
- (2) 恵庭市の強みを活かし、国・北海道全体の強靭化に貢献する
- (3) 恵庭市の持続的成長を促進する

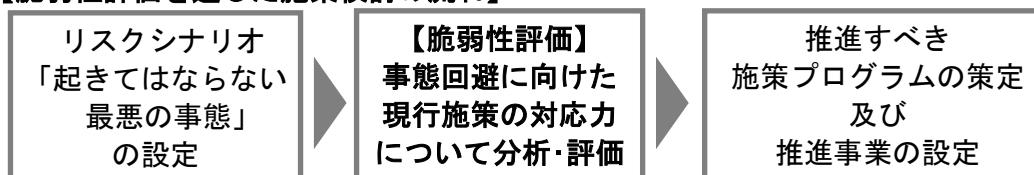
第3章 脆弱性評価

(8ページ～33ページ)

●脆弱性評価の考え方

恵庭市強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国や道の計画を参考として、以下の手順で脆弱性の評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



第4章 恵庭市強靭化のための施策プログラムの策定等(34ページ～65ページ)

●施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、恵庭市における強靭化施策の取組方針を示す「恵庭市強靭化のための施策プログラム」を策定しています。

●施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定しています。ただし、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあるため、施策推進に関わる国、道、市、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

第5章 計画の推進管理

(66ページ～67ページ)

●計画の推進期間

概ね5年（令和8年から令和12年まで）としています。

●計画の推進方法

各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、恵庭市強靭化の推進を図ります。